

議案第 1 2 1 号

平成 2 9 年度入間市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 2 9 年度入間市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 3 3, 6 0 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 1, 0 4 2, 9 3 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び廃止は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日提出

入間市長 田 中 龍 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,668,222	51,188	5,719,410
	1 国庫負担金	4,917,754	43,150	4,960,904
	2 国庫補助金	706,812	8,038	714,850
16 県支出金		2,484,763	49,575	2,534,338
	1 県負担金	1,597,968	49,575	1,647,543
19 繰入金		1,221,218	100,841	1,322,059
	1 基金繰入金	1,175,016	100,841	1,275,857
21 諸収入		747,933	47,197	795,130
	5 雑入	626,216	47,197	673,413
22 市債		3,045,246	△15,200	3,030,046
	1 市債	3,045,246	△15,200	3,030,046
歳入合計		40,809,330	233,601	41,042,931

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		297,172	84	297,256
	1 議会費	297,172	84	297,256
2 総務費		5,421,856	6,233	5,428,089
	1 総務管理費	4,112,536	6,139	4,118,675
	3 戸籍住民基本台帳費	487,367	94	487,461
3 民生費		17,489,261	140,997	17,630,258
	1 社会福祉費	7,944,944	116,781	8,061,725
	2 児童福祉費	7,491,081	10,972	7,502,053
	3 生活保護費	2,053,230	13,244	2,066,474
4 衛生費		3,576,531	1,184	3,577,715
	1 保健衛生費	1,563,627	226	1,563,853
	2 清掃費	2,012,904	958	2,013,862
6 農林水産業費		161,418	324	161,742
	1 農業費	158,566	324	158,890
7 商工費		325,624	27	325,651
	1 商工費	325,624	27	325,651
8 土木費		3,565,295	58,827	3,624,122
	1 土木管理費	94,716	150	94,866
	2 道路橋りょう費	989,247	51,300	1,040,547
	3 都市計画費	2,376,181	7,377	2,383,558
10 教育費		4,852,274	25,925	4,878,199
	1 教育総務費	654,766	2,023	656,789
	2 小学校費	589,222	19,550	608,772
	3 中学校費	357,893	4,375	362,268
	4 幼稚園費	294,950	4,928	299,878

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	5 社会教育費	児童センター屋上防水改修事業	18,328

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
指定管理者第三者評価委託料	平成29年度から平成30年度まで	4,320
文化創造アトリエ指定管理料	平成29年度から平成34年度まで	200,801
児童センター指定管理料	平成29年度から平成34年度まで	322,203
博物館指定管理料	平成29年度から平成34年度まで	538,293

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童センター屋上防水改修事業	千円 14,600	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

2 廃 止

起債の目的	限度額	備 考
宮寺地区スポーツ広場用地取得事業	千円 29,800	事業の進捗状況から用地取得等を見送ったことによる廃止。